

条例及び法律の比較表

寒川町情報公開条例	行政機関の保有する情報の公開に関する法律抜粋	個人情報の保護に関する法律抜粋
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（寒川町個人情報保護条例第2条第1号に規定する電磁的記録をいう。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるものを除く。</u></p> <p>※寒川町情報公開条例施行規則抜粋</p> <p>第2条の2 条例第2条第1号ただし書に規定する実施機関が定める電磁的記録は、会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第29条 この条例は、次に掲げる公文書の公開については、適用しない。</p> <p>(1) 他の法令等の規定により閲覧若しく</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、<u>行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他</p>	<p>(定義)</p> <p>第60条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、<u>行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定する行政文書をいう。）又は法人文書第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）</u>（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。</p>

寒川町情報公開条例	行政機関の保有する情報の公開に関する法律抜粋	個人情報保護に関する法律抜粋
<p>は縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている公文書</p> <p>(2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画等</p> <p>(3) 不特定多数の者に販売することを目的として発行される新聞、雑誌、書籍等</p> <p>(4) 町史編さんを目的として管理されている歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料</p>	<p>不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等</p> <p>(3) 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p>	